

第 1 4 回

島原市農業委員会総会議事録

平成 2 4 年 7 月 2 6 日

第 1 4 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 2 4 年 7 月 2 6 日 (木) 1 6 時 0 0 分
 2. 閉会日時 平成 2 4 年 7 月 2 6 日 (木) 1 6 時 3 1 分
 3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室
 4. 出席委員者の数 2 9 名 欠席者 2 名
 5. 議 案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項 (所有権移転) の規定による許可申請について
 - 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 第 4 号議案 非農地証明願について
 - 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画 (案) について
 - 第 6 号議案 下限面積 (別段の面積) の設定 (案) について
 - 第 7 号議案 島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦 (案) について
- 報告事項 合意解約通知書、農業用施設届について

議長

只今より、第 1 4 回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、1 0 番委員、1 4 番委員は所要の為、欠席との連絡があっております。

出席委員は、3 1 名中 2 9 名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第 1 5 条第 2 項の規定により、議長が指名することになっており、2 8 番委員、2 9 番委員を指名します。

議長

第 1 号議案、農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転の許可申請の 1 番から 7 番までを上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第 1 号議案、1 番の譲受人は、農地を集積するため 2 番の議案の農地と等価交換するた

めの申請です。

耕作面積は、16,799㎡で、農機具は、トラクター、動噴、トラック等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の譲受人は、1番の議案の農地と等価交換するための申請です。

耕作面積は、8,556㎡で、農機具は、管理機、動噴、軽トラックの農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

3番の譲受人は、第3号議案の1番の土地との交換するための申請です。

耕作面積は、3,554㎡で、農機具は、トラクターを所有しており、すべての許可要件を満たしております。

4番の譲受人は、同一世帯の子で生前一括贈与のための申請です。

耕作面積は、5,887.25㎡で、農機具は、トラクター、耕運機、消毒機、田植機の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

5番の譲受人は、同一世帯の子で生前一括贈与のための申請です。

耕作面積は、16,581㎡で、農機具は、トラクター、耕運機、田植機、トラックの農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

6番の譲受人は、経営規模拡大のための申請です。

耕作面積は、5,308.71㎡で、農機具は、耕運機、草刈機、消毒機の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

7番の譲受人は、同一世帯の子で生前一括贈与のための申請です。

耕作面積は、15,871㎡で、農機具は、トラクター、キャリー、フォークリフトの農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番及び2番については、私が現地調査員となっていますので調査結果を報告します。

1番について、譲受人は、農家で35年の農作業歴があります。妻と子の3人で農業を営んでおり、葉煙草等を作付けされています。申請地までの通作距離は400メートルということで問題ありません。

2番について、譲受人は、農家で20年の農作業歴があります。子と2人で農業を営んでおり、みかんを作付けされています。申請地までの通作距離は200メートルというこ

とで問題ありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査員

3 番について、譲受人は、兼業農家で 30 年の農作業歴があります。通作距離は 200 メートルということで問題ありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査員

4 番について、譲受人は、農家で 17 年の農作業歴があります。妻、父の 3 人で農業を営んでおり、今回の申請は父からの生前一括贈与ということで問題ありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査員

5 番について、譲受人は、農家で 20 年の農作業歴があります。妻、母の 3 人で農業を営んでおり、野菜、水稻等を作付けされています。今回の申請は母からの生前一括贈与ということで問題ありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査員

6 番について、譲受人は、農家で 5 年の農作業歴があります。自宅の隣接地ということで問題ありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査員

7 番について、譲受人は、農家で 20 年の農作業歴があります。妻、子の 3 人で農業を営んでおり、大根、水稻等を作付けされています。今回の申請は父からの生前一括贈与ということで問題ありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

第 1 号議案の 1 番から 7 番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。
(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の所有権移転は許可することに決定します。
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の1番の申請人は、申請地に、木造2階建借家住宅38.09㎡を3棟建築したいとのことです。
申請地は都市計画区域内の第一種低層住居専用地域で、第3種農地になります。
被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番の申請地は、南側、北側及び西側は農地、東側は市道となっております。
切り土を行うため擁壁を設け、周囲にコンクリートブロック塀を築造して使用し、雨水排水は水路へ放流、汚水及び生活雑排水は、合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流ということで問題ないと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の1番

は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

1番の譲受人は、申請地53平方メートルを譲り受け、申請地と隣接している里道と一体に通路として利用するとのことです。

申請地は、都市計画区域内第2種住居地域で、第3種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番の申請地は、南側は通路、東側は譲渡人所有農地、北側は譲受人所有農地、西側は里道を挟んで宅地と農地となっております。

現状のまま使用し、側溝を設置しコンクリート舗装するということで問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

2番の譲受人は、申請地1,474平方メートルを譲り受け、木材及び板材の資材置場として利用したいとのことです。

申請地は、農業振興地域内で農用地外の農地で、第2種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

2番の申請地は、南側及び西側は宅地、東側及び北側は道路となっております。

資材置き場は切土及び盛土を行い、隣地より通路及び緩衝地により6メートル以上離れ、雨水は溜桝を経由して道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

3番の譲受人は、申請地240平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅1棟57.24平方メートルを建築したいとのことです。

申請地は、市街化傾向が著しいことから、第3種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

3番の申請地は、南側は宅地、東側及び北側は農地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は溜桝、汚水及び生活雑排水は、合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

4番の譲受人は、申請地248平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅1棟56.53平方メートルを建築したいとのことです。

申請地は、農業振興地域内の農用地以外の農地で、住宅が連たんしていることから、第3種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

4番の申請地は、南側は宅地、東側、北側及び西側は農地となっております。

現状のまま利用し、既設の擁壁とブロック塀があり、雨水は自然流下、汚水及び生活雑

排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

5番の使用借人は、申請地314平方メートルを借り受け、木造2階建住宅1棟106平方メートルを建築したいとのことです。

申請地は、農業振興地域内の農用地以外の農地で、住宅が連たんしていることから、第3種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

5番の申請地は、南側及び東側は道路、北側及び西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案非農地証明願の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、非農地証明願の1番について、申請地は、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域で、昭和52年月日不詳頃から、隣接宅地への進入路として使用しているとのことです。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番の申請地は、南側及び東側は道路、北側は宅地、西側は申請人所有農地となっております。

現状を見るとコンクリート舗装であり、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでし

ようか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第４号議案１番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、非農地証明願についての２番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第４号議案、非農地証明願の２番について、申請地は、都市計画区域内の第１種低層住居専用区域で、昭和５２年月日不詳頃から、宅地への通路として使用しているとのことです。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

２番の申請地は、南側及び北側は道路、東側は公園、西側は宅地となっております。

現状を見るとコンクリート舗装であり、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第４号議案の２番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第４号議案２番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、非農地証明願についての３番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第４号議案、非農地証明願の３番について、申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で昭和５８年１０月頃から、不耕作により一体に木が生育しているとのことです。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

３番の申請地は、南側は里道挟んで不耕作地、東側は堤防、北側は農地、西側は不耕作地となっております。

現状を見ると木が生育しており非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第４号議案の３番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第４号議案３番は非農地証明書を交付することに決定します。

第５号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

耕作権の新規設定	5件	13筆	10,302.00m ²
耕作権の再設定	14件	24筆	34,493.00m ²
合 計	19件	37筆	44,795.00m ² です。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第5号議案は承認することに決定します。
次に、第6号議案下限面積（別段の面積）の設定について上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局

第6号議案、下限面積（別段の面積）の設定について説明します。

本市農業委員会では、農地の権利を取得する場合、農地を最低限所有しなければならない面積いわゆる下限面積を、農地法第3条第2項第5項及び同法施行規則第20条第1項の規定により、旧島原市（安中村、島原町、杉谷村）の地域について、30アールと定めております。

今後も、旧島原市の下限面積を30アールと定めようとするものであります。

提案理由は、農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」により、毎年この下限面積の設定又は修正の必要性について総会において審議することとなっているため提案するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

13番委員

下限面積について南島原市と雲仙市の下限面積について解れば教えていただきたい。それと旧有明町は50アールと思いますけど絶対量が広いから50アールなのか教えていただきたい。

事務局

有明地区と三会地区は農地法で50アール以上となっていますけど、農地法をそのまま適用して50アールとしています。

農業センサスで各地域の耕作面積を調査してあります。その調査値に基づき島原地区は一戸当たりの耕作面積が少ないということでの農業委員会で協議した結果、先ほど提案しましたとおり下限面積を30アール、三会地区、有明地区においては耕作面積が多いということで50アールに設定しているところであります。

13番委員

三会地区も30アールに設定は出来ないのですか。

事務局

先ほど提案理由の中で説明しましたが、50アール以外の下限面積を設定する場合は、この総会において協議していただくわけですが、設定しようとする面積未満の農地を耕作している農家が、全体の40%を下らないようにしなければならい旨が農地法の規則で定めてあり、三会地区の30アール未満の耕作農家数は全体の約22%で農地法の規定をクリア出来ないため30アールには設定できません。今回、島原地区を30アールと設定しますが、その要件はクリアしています。

次に、雲仙市の下限面積は、旧小浜町が30アール、旧千々石町が40アールとなっています。

次に、南島原市は、旧口之津町が30アール、旧北有馬町、旧西有家町、旧深江町が40アールとなっています。他の地区は50アールとなっています。

議長

他にご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、旧島原市の下限面積を30アールとすることに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第6号議案は原案どおりに決定します。

次に、第7号議案島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局

第7号議案、島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について説明します。

この協議会は、農業の健全な発展を図るための条件を備えた農業振興地域を保全し形成することを目的として設置されております。現在の委員の任期が平成24年7月31日を以て満了することに伴い、市長より次期委員の推薦依頼がきていることから、次期委員として現在の委員6名を推薦しようとするものであります。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について、現在の委員6名を推薦とすることに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第7号議案は原案どおりに決定します。

次に、農地法第18条の合意解約通知書及び農業用施設届については別添に記載のとおりですので報告します。

これで、第 14 回島原市農業委員会総会を閉会します。

16 時 31 分